

会社に対する大きな責任を担う「取締役」



弁護士 細谷 祐輔

福島原発事故に関して、東京地方裁判所は、本年7月13日、東京電力の旧取締役4名に対し、巨大津波対策をしなかったことは取締役としての注意義務違反であると認定し、原発事故により東京電力に生じた約13兆円の損害を連帯して賠償せよとの判決を言い渡しました。

会社の旧取締役に対し、極めて多額の賠償責任を認めた判決内容は社会を非常に驚かせました。以下、取締役の会社に対する法的責任を整理し、本判決が認定した取締役の義務違反について解説します。

取締役の会社に対する責任

取締役の会社に対する責任には、主に善管注意義務と忠実義務とがあります。

取締役は会社から委任を受け役員としての職務を遂行します。委任契約の受任者は職務を遂行するにあたり、善良なる管理者としての注意義務(善管注意義務)を負います。義務の水準は、その立場にある者に通常期待される程度とされ、取締役は専門的能力を買われ就任しており、経営における高度の注意義務を負っています。

忠実義務とは、取締役が、法令・定款および株主総会の決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を行わなければならないとする義務を言います(会社法355条)。

取締役がこれらの義務に違反した場合、会社に対し、その任務を怠ったこと(任務懈怠)により生じた損害を賠償する責任を負います(会社法423条1項)。

義務違反の類型

義務違反は主に以下の類型に整理されます。

①法令遵守義務違反

取締役は会社や株主の利益を保護する規定だけでなく、公益保護を目的とする規定(刑法、独占禁止法等)を含む全ての法令を遵守しなければならないとされており、これを遵守しない場合は法令遵守義務違反となります。

②業務執行上の判断の誤り

取締役に業務執行上不合理な判断があったとされる場合です。もっとも、取締役の業務執行は

将来が不確実な状況のもと時機に応じた迅速な判断が要求されます。そのため、判断に誤りがあったかは、行為当時の状況に照らして合理的な調査や検討等が行われたか、その状況と取締役に要求される能力水準に照らし不合理な判断がなされなかったかを基準に判断されます(経営判断の原則)。

③不作為による任務懈怠

必要な対策を講じたり、他の取締役・使用人に対する監督や指示をすべき義務があったのにこれをしなかった場合、不作為による義務違反が認められます。

責任追及の方法

取締役の任務懈怠がある場合、会社は取締役に対し、責任を追及することができます。会社が責任追及を怠る場合には、株主が会社のため取締役に対し訴えを提起できます(株主代表訴訟)。東京電力訴訟も株主代表訴訟により提起されています。

東京電力訴訟について

本判決は、東京電力の取締役の善管注意義務の内容につき、①原子力発電所を設置運転する事業者には、最新の科学的専門技術的知見に基づき、たとえ今までの経験や知識を、はるかに上回る想像を絶するような「過酷な事故」であっても、これを防止すべき社会的公益的義務があり、想定外とされる津波による事故防止のために必要な措置を講ずべき義務がある。これを前提として、東京電力の取締役は会社が必要な措置を講ずるよう指示等をすべき善管注意義務がある。②過酷事故が起きた場合に会社に莫大な賠償責任を負担させることのないよう必要な措置を講ずるよう指示等をすべき善管注意義務があることをそれぞれ認めました。

そして、国が平成14年に公表した長期評価や、これをもとに東京電力子会社が行った津波予測のもとに必要な対策を講じなかったとして、取締役の不作為の義務違反(任務懈怠)を認めたのです。